建設エキスパート活用支援事業実施要領

（目的）
第１条 この要領は、建設関係の各種資格を有し、豊富な現場実務経験や監理経験を有する民間建設関係企業等（以下「関係企業等」という。）の退職者等（以下「建設エキスパート」という。）を登録し、その技術力を活用することにより、公共工事の品質確保や市町への技術的支援及び市町技術職員の技術力向上を図ることを目的とする。

（建設エキスパートの定義）
第２条 本要領において、建設エキスパートとは、関係企業等の退職者で企業等に雇用されていない者のうち、以下の各号に掲げる資格を有する等の高度な技術力を有する者として認定・登録された者をいう。
(1) 技術士（建設部門、上下水道部門、環境部門、総合技術監理部門）
(2) 建設業法施行令（昭和 31 年 8 月 29 日政令第 273 号）に定める種目の１級技術検定合格者
(3) 測量士
(4) 一級建築士
(5) 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）第 26 条で定める「主任技術者」又は「監理技術者」の経験が 10 年以上の者
(6) 上記(1)～(5)に掲げる資格と同等の資格を有する等、高度な技術力を有する者
２　前項の規定にかかわらず、栃木県県土整備部長が認定・登録した「栃木県災害復旧技術アドバイザー協会員」(以下「技術アドバイザー」という。)は建設エキスパートとみなす。
この場合において、技術アドバイザーの取扱いは、本要領に定めるもののほか、「栃木県災害復旧アドバイザー制度要綱」(以下「技術アドバイザー要綱」によるものとする。

（建設エキスパートの申請）
第３条 建設エキスパート登録を希望する者は、「建設エキスパート登録申請書」（様式第１号）により、公益財団法人とちぎ建設技術センター（以下「財団」という。）理事長宛て申請するものとする。ただし、技術アドバイザーは申請を要しない。
（建設エキスパートの審査・認定・登録等）
第４条 理事長は、建設エキスパート登録申請書が提出されたときは、速やかに書類審査を行い、その通過者に対して面接審査を行う。
２ 理事長は、前項の審査において、本事業の目的を遂行できる能力を有すると認めた者を建設エキスパートとして登録し、「(公財）とちぎ建設技術センター建設エキスパート証」（以下「建設エキスパート証」という。）（様式第２号）を交付するものとする。

（建設エキスパートの登録抹消等）
第５条 建設エキスパートが次の各号の一に該当した場合、理事長はその建設エキスパートの登録を抹消することができる。

(1) 本人が登録抹消を希望したとき。
(2) 登録決定の参考とした事項に、偽りその他不正があったと認められたとき。
(3) 死亡、傷病、連絡不通（音信不通）等により、業務遂行や連絡の継続が困難又は不可能と認められるとき。
(4) その他、理事長が不適格と認めたとき。
２ 登録を抹消された建設エキスパートは、速やかに前条第２項に規定する建設エキスパート証を理事長に返還しなければならない。

（支援内容）
第６条 建設エキスパートは、公共事業等における調査、測量、計画、設計、施工、積算、監理、監督、検査、災害復旧、研修等、事業全般にわたり、建設エキスパートの支援を要請した市町（以下「支援要請者」という。）に対する技術的指導、助言（研修講師等を含む。以下「支援等」という。）を行うものとする。
２ 建設エキスパートの支援等は支援要請者が各法令、条例、要綱、要領（ただし、本要領を除く。）等（以下「法令等」という。）に基づく行政上の判断等を行うにあたり参考とするためのものとし、法令等に基づく行為は含まないものとする。
３ 建設エキスパートから支援等を受けた場合、最終的な判断及び決定は公共事業等に責任と義務をもつ各支援要請者が行うものとする。

(支援手続)
第７条 建設エキスパートの支援等を要請する市町は、支援要請書（様式第３号）を財団に提出するものとする。

２ 前項の要請を受けた財団は、電子メール、電話その他適切な手段により建設エキスパートへ意思確認を行い、派遣可能な建設エキスパートを選定した上で、支援要請者に対し支援受諾通知書（様式第４号）を送付するものとする。

（建設エキスパートの責務）
第８条 建設エキスパートは、支援要請者の要請に誠実に応えなければならない。
２ 建設エキスパートは、本業務において知り得た事項を他に漏らしてはならない。建設エキスパートの登録及び技術アドバイザーの登録を抹消された後も同様とする。

（支援等の実施及び報告）
第９条　支援等を行った建設エキスパートは、支援等完了後に建設エキスパート支援実施結果報告書（様式第５号）を作成し、支援要請者の確認を受けた上で、速やかに財団へ提出するものとする。

(建設エキスパート支援経費等)
第１０条 建設エキスパートの支援等に要する経費は、別に定める「建設エキスパート支援業務委託積算基準」により算出するものとする。
２ 理事長は、支援日数に応じた謝金等を別途建設エキスパートと締結する「建設エキスパートの支援

に関する覚書」によって、建設エキスパートに支払うものとする。

(損害賠償)
第 11 条 建設エキスパートの支援等に伴い発生した事故、損害等については、次の各号によるものとする。
(1) 支援要請者の故意又は重大な過失により建設エキスパートに負傷又は損害を与えた場合は、支援要請者がその責を負う。
(2) 建設エキスパートの支援等により、支援要請者又は第三者に損害が生じた場合であって、それが支援要請者の判断に基づく結果であるときにあっては、財団及び建設エキスパートはその責を負わない。ただし、建設エキスパートの故意又は重大な過失により、支援要請者又は第三者に損害を与えた場合は、当該建設エキスパートがその責を負う。
(3) 建設エキスパートの移動中に発生した事故、傷病等については、財団及び支援要請者はその責を負わない。

(その他)
第 12 条 この要領に定めるもののほか、当該事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 この要領は、平成１９年８月１日から施行する。
附則 この要領は、平成２４年４月１日から施行する。
附則 この要領は、平成２６年４月１日から施行する。
附則 この要領は、平成２９年３月８日から施行する。
附則 この要領は、平成３１年４月１日から施行する。
附則 この要領は、令和４年４月１日から施行する。
附則 この要領は、令和５年４月１日から施行する。
附則 この要領は、令和６年４月１日から施行する。
附則 この要領は、令和８年８月 31 日から施行する。

様式第１号

建設エキスパート登録申請書

年　月　日

（公財）とちぎ建設技術センター

理事長　　様

申請人

「建設エキスパート登録」について、建設エキスパート活用支援事業実施要領第３条の規定により、

以下のとおり申請します。

（ふりがな） 氏名			保有資格等（該当する資格に○印を付けると共に、 登録年月日を記入してください。） ・技術士（　　部門） （登録日：　　年　　月） ・１級施工管理技士（取得種目に○印） （建設機械・土木・建築・電気工事・管工事・造園） （交付日：　　年　　月） ・測量士 （登録日：　　年　　月） ・主任技術者 （経験：　　年　　月～　　年間） ・監理技術者 （経験：　　年　　月～　　年間） ・その他（具体的に記入してください） ＊資格証明書や登録証明書の写し等を添付してください。
性別		男　　女	
生年月日		年　月　日生 （　　歳）	
連絡先	住所	〒（　　―　　）	
	電話	（　　）	
	携帯電話	（　　）	
	FAX	（　　）	
	E メール		

◆主な職歴

年月	職歴	過去の業務で特筆できる事項
		・主任技術者、監理技術者の経験が明確になるよう記入してください。

◆専門とする分野を○で囲んでください。（複数回答可）

・土質・基礎・鋼構造・コンクリート・都市及び地方計画・河川・砂防・ダム・港湾及び空港・道路・鉄道・トンネル・施工計画・施工設備及び積算・建設環境・測量・建設機械・建築・電気工事・管工事・造園・その他（　　）

◆専門とする業務を○で囲んでください。（複数回答可）

・調査・測量・計画・設計・施工・積算・監理・監督・検査・その他（　　）

◆特記事項（登録に当たりご希望等がありましたら、ご記入ください。）

【同意事項】

１　私は、建設エキスパートの登録及び支援実施において、「建設エキスパート活用支援事業実施要領」を遵守します。

２　私は、自己又は関係者が暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、及び不当な要求や暴力行為等の反社会的な行為を行わないことを誓約し、違反した場合は一切の異議なく登録取消し等の措置を受け入れます。

申請人＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第２号

個人



（公財）とちぎ建設技術センター
建設エキスパート証

氏名：
職種区分（第〇種建設エキスパート）

（公財）とちぎ建設技術センターの建設エキスパート
であることを証明します。

年　　月　　日
公益財団法人とちぎ建設技術センター

様式第３号

（公財）とちぎ建設技術センター

理事長　　様

○○市（町）長　　○○○○

支援要請書（依頼）		
建設エキスパート活用支援事業実施要領第７条により、建設エキスパートを次のとおり支援希望しますので調整をお願いします。 対象業務（工事名）：　　（所属名） 路線名・河川名・箇所名：　　（部課名） 工　　期：　　（担当者名）		
支援内容	支援希望日時	エキスパートの職種区分
	年　月　日（午前・午後・終日）	
	年　月　日（午前・午後・終日）	
	年　月　日（午前・午後・終日）	

注１：支援内容は、調査・測量・計画・設計・施工・監理・監督・検査・災害・研修・その他（　）を記入する。

注２：エキスパート職種欄は、要請する建設エキスパート職種区分を記入する。

注３：工期欄は、工事の工期を記入する。（委託業務の工期ではない。）

（要請の要項）

この要請の要項は、次のとおりとする。

（１）　業務内容　建設エキスパートによる技術支援業務（建設エキスパート支援業務特記仕様書のとおり）

（２）　委託料　　建設エキスパート派遣に関する単価は次表のとおりとし、いずれの金額にも消費税及び地方消費税を含まない。

<table>
<tr><td rowspan="2">建設エキスパートの職種区分</td><td rowspan="2">区分</td><td rowspan="2">人件費</td><td colspan="2">直接経費</td><td rowspan="2">事務費</td></tr>
<tr><td>旅費交通費</td><td>資料代</td></tr>
<tr><td>第１種
建設エキスパート</td><td>半日</td><td>○○○円</td><td rowspan="7">１人１回
当たり
○○○円</td><td rowspan="7">○○○円</td><td rowspan="6">１人１回
当たり
○○○円</td></tr>
<tr><td></td><td>１日</td><td>○○○円</td></tr>
<tr><td>第２種
建設エキスパート</td><td>半日</td><td>○○○円</td></tr>
<tr><td></td><td>１日</td><td>○○○円</td></tr>
<tr><td>第３種
建設エキスパート</td><td>半日</td><td>○○○円</td></tr>
<tr><td></td><td>１日</td><td>○○○円</td></tr>
<tr><td>災害復旧技術
アドバイザー</td><td></td><td>○○○円</td><td>○○○円</td></tr>
</table>

注１）　半日とは拘束時間が４時間以内、１日とは拘束時間が４時間を超え８時間以内の場合をいう。

注２）　拘束時間には、建設エキスパートの現場内等の移動時間を含む。

様式第４号

○○市（町）長　○○○○様

（公財）とちぎ建設技術センター

理事長　○○○○

支援受諾通知書
建設エキスパート活用支援事業実施要領第７条により、建設エキスパート支援について調整した結果、次のとおり回答します。 対象業務（工事名）： 路線名・河川名・箇所名：　　（公財）とちぎ建設技術センター 工　　期：　　企画調査部　担当者名　○○○○

支援内容	支援確定日時	建設ｴｷｽﾊﾟｰﾄ氏名	職種区分	人件費等(円)
	年　月　日（午前・午後・終日）			
	年　月　日（午前・午後・終日）			
	年　月　日（午前・午後・終日）			

注：職種区分欄は支援する建設エキスパートの職種とする。

（要請の要項）

この要請の要項は、次のとおりとする。

（１）　業務内容　建設エキスパートによる技術支援業務（建設エキスパート支援業務特記仕様書のとおり）

（２）　委託料　　建設エキスパート派遣に関する単価は次表のとおりとし、いずれの金額にも消費税及び地方消費税を含まない。

<table>
<tr><td rowspan="2">建設エキスパートの職種区分</td><td rowspan="2">区分</td><td rowspan="2">人件費</td><td colspan="2">直接経費</td><td rowspan="2">事務費</td></tr>
<tr><td>旅費交通費</td><td>資料代</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第１種
建設エキスパート</td><td>半日</td><td>○○○円</td><td rowspan="8">１人１回
当たり
○○○円</td><td rowspan="8">○○○円</td><td rowspan="7">１人１回
当たり
○○○円</td></tr>
<tr><td>１日</td><td>○○○円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第２種
建設エキスパート</td><td>半日</td><td>○○○円</td></tr>
<tr><td>１日</td><td>○○○円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第３種
建設エキスパート</td><td>半日</td><td>○○○円</td></tr>
<tr><td>１日</td><td>○○○円</td></tr>
<tr><td>災害復旧技術
アドバイザー</td><td></td><td>○○○円</td><td>○○○円</td></tr>
</table>

注１）　半日とは拘束時間が４時間以内、１日とは拘束時間が４時間を超え８時間以内の場合をいう。

注２）　拘束時間には、建設エキスパートの現場内等の移動時間を含む。

様式第５号

年　月　日

建設エキスパート支援実施結果報告書

（公財）とちぎ建設技術センター

理事長　○○○○　様

（支援建設エキスパート）

氏名

下記のとおり、建設エキスパート支援業務を実施したので報告します。

◇支援要請者		
	所属部課名	
	担当者　職・氏名	
◇支援対象		
	対象事業（工事）名	
	路線名・河川名・箇所名等	
	工種	

◇支援をした年月日及び内容

（※支援種別は調査・測量・計画・設計・施工・監理・監督・検査・災害・研修・その他（　）を記入）

年月日	区分	支援種別	支援内容
	１日・半日		

注）支援対象の対象事業（工事）名及び路線名・河川名・箇所名、日時、支援種別等は支援要請者と必ず確認のうえ記入すること。

【支援要請者確認欄】

報告内容に相違ないことを確認しました。　　所属部課名

担当者　職・氏名